

○山形県司法書士会会員研修規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）会則第78条第2項の規定に基づき、本会司法書士会員（司法書士会の会員のうち司法書士法人である会員を除く会員をいう。以下「会員」という。）に対して行う研修（以下「会員研修」という。）について必要な事項を定める。

(研修の内容)

第2条 本会は、会員が司法書士としての社会的使命及び職責を全うし、司法書士倫理の保持及びその業務遂行能力の向上を図るため、次に掲げる事項を会員研修の内容とする。

- (1) 司法書士業務に関する事項
- (2) 司法書士の執務改善に関する事項
- (3) 司法書士倫理に関する事項
- (4) 司法書士制度に関する事項

(研修の実施方式)

第3条 会員研修は、次の各号に定める研修を当該各号に定める方式により実施する。

- (1) 集合研修 一定の場所に集合して行う方式
- (2) 視聴通信研修 集合研修若しくは講義を収録した電磁的記録又は電磁的方法により配信する研修若しくは講義を、集合形式によらずに視聴する方式
- (3) 課題通信研修 郵送、電磁的方法等により提供した課題を、集合研修の方式によらずに履修する方式

(実施年度・単位制・年次制)

第4条 会員研修は、会員が1実施年度において一定の単位を取得する方式（以下「単位制」という。）で実施する。

2 前項の実施年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、司法書士としての倫理の保持を目的として行う研修であって日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）が指定するものは、会員が登録後一定年次ごとに参加する方式（以下「年次制」という。）で実施する。

(単位付与の基準等)

第5条 単位制において会員に付与する単位は、次の各号に定める研修につき、当該各号に定める単位とする。

- (1) 集合研修
研修時間1時間につき1単位を基準とし、本会が研修ごとにあらかじめ定めた単位
- (2) 視聴通信研修及び課題通信研修
それぞれの研修の内容及び前号の付与基準を考慮して、本会が研修ごとにあら

かじめ定めた単位

2 次の会員には、前項による付与する単位の2倍の単位を付与する。

- (1) 集合研修、視聴通信研修又は日司連新人研修規則に定める研修において講師を務めた会員
- (2) 課題通信研修の課題を作成した会員

(単位制での単位取得義務)

第6条 会員は、単位制により実施する研修において、1実施年度に12単位以上を取得しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に該当する場合はこれを適用しない。

- (1) 1実施年度の途中に新規登録した会員
- (2) 疾病・傷害により1実施年度につき3か月以上の休業を理由に単位取得義務の免除の申請を行い、理事会の承認を得た会員
- (3) 妊娠・出産・その他やむを得ない事由により単位取得義務の免除の申請を行い、理事会の承認を得た会員

(年次制の参加義務)

第7条 会員は、参加対象として指定された年次制により実施する研修に参加しなければならない。

(単位付与の対象となる研修)

第8条 第4条第1項の単位制により実施する研修における単位付与の対象となる研修は、本会が実施する研修のほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 連合会、ブロック会又は本会以外の司法書士会が実施する第3条各号に定める研修
- (2) 前号に掲げる研修のほか、本会が単位付与の対象とすることを相当であると認定した第3条各号に定める研修

(単位の分類)

第9条 前条第1項に定める研修により取得した単位を甲類とし、前条第2項により取得した単位を乙類とする。

(取得すべき単位の分類)

第10条 会員が第6条第1項の規定により取得を要する単位のうち、8単位以上の取得は、前条で定める甲類によるものとし、そのうち2単位以上は第2条第3号の事項を含む研修であって、当該研修を実施する連合会、ブロック会又は本会が定める倫理研修によって取得しなければならない。

(研修費用)

第11条 本会は、会員研修を受講する者に対し、研修費用の全部又は一部の負担を求めることができる。ただし、年次制により実施する研修を除く。

(単位付与手続)

第 1 2 条 単位付与に関する手続は、本会が行うものとする。ただし、あらかじめ連合会が定めた研修については、連合会が単位付与手続を行う。

(委任)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、会員研修の実施について必要な事項は、理事会が別に定める。

(本規則の制定及び改廃)

第 1 4 条 この規則の制定又は改廃は、総会の決議による。

附 則

この規則は、令和元年 5 月 1 7 日（総会承認の日）から施行する。